

報 道 資 料

平成 29 年 3 月 2 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2388

奈良県情報公開審査会の第 192 号答申について

行政文書の不開示決定に対する異議申立てについての諮問第 221 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 29 年 3 月 1 日
- ◎ 実 施 機 関：奈良県公安委員会
- ◎ 対 象 行 政 文 書：奈良県公安委員会に対する苦情の申出の受理及び処理に関する規程（平成 13 年 5 月 31 日公委規程第 5 号）の起案文（決裁文）及び関係文書（警察法第 79 条の解釈等に関しての警察庁からの通知文書、苦情の申出の手続に関する規則（平成 13 年国家公安委員会規則）に関する国家公安委員会からの通知文書等）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示（不存在）決定
 - 不 開 示 理 由：開示請求に係る行政文書を保有していないため
- ◎ 審 査 会 の 結 論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判 断 理 由：

1 行政文書の不存在について

異議申立人は、「奈良県公安委員会に対する苦情の申出の受理及び処理に関する規程（平成 13 年 5 月 31 日公委規程第 5 号）の起案文（決裁文）及び関係文書（警察法第 79 条の解釈等に関しての警察庁からの通知文書、苦情の申出の手続に関する規則（平成 13 年国家公安委員会規則）に関する国家公安委員会からの通知文書等）」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を保有していないと主張しているもので、以下検討する。

本件開示請求に係る行政文書は、実施機関に対する苦情の処理に関連する文書であり、これらは実施機関の職務遂行に必要な文書であると考えられるところであるが、実施機関は、当該文書を保有しているのは奈良県警察本部長であり、実施機関は保有していないと説明している。

これについては、実施機関と奈良県警察本部との関わり及び実施機関における文書の取扱いについて確認する必要があるが、実施機関の説明によると、実施機関は非常勤の委員 3 名で構成され、実施機関がその職務を遂行するに当たり、当該委員が自ら文書の作成又は取得に係る事務を行うことはなく、奈良県警察本部の職員が、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 4 条又は第 47 条第 2 項に基づきこれを行っているとのことである。

ところで、条例に基づく開示請求の対象は、条例第 2 条第 2 項に規定する「行政文書」であり、同項によると、「行政文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定められている。

この点、実施機関に事務局が置かれておらず、また、奈良県警察本部の職員が実施機関の職員に併任されていないという状況を考慮すると、実施機関の職務遂行に必要な文書の作成又は取得は、奈良県警察本部の職員が、自己の職務の範囲内において行っているものと認められ、当該文書は奈良県警察本部長が保有している行政文書であると考えることができる。

また、奈良県公安委員会行政文書管理規程（平成 14 年 3 月奈良県公安委員会規程第 3 号。以下「奈公委文書管理規程」という。）第 6 条各号に実施機関が保有する行政文書が掲げられているが、これについて実施機関は、実施機関自らが直接管理、処理すべき事項に係る文書について、実施機関が保有する文書として特に定めたものであり、当該文書は、実施機関の執務室に保管され、これ以外の文書については、奈良県警察本部の執務室等に保管されていると説明している。

前述のとおり、実施機関の職務遂行に必要な文書は、奈良県警察本部の職員により作成又は取得されるものであるが、条例第 2 条第 2 項の規定は、これらの文書のうち、奈公委文書管理規程により特に定めたものを実施機関自らが保有する行政文書とするという取扱いを否定するものではない。

次に、本件開示請求に係る行政文書が、奈公委文書管理規程第 6 条各号に該当するか否かについて、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書は、奈公委文書管理規程第 6 条各号に掲げるもののいずれにも該当せず、当該文書は奈良県警察本部長が保有し、奈良県警察本部の執務室に保管されていると説明している。

この点について、異議申立人は、本件開示請求に係る行政文書は、奈公委文書管理規程第 6 条第 4 号の

「その他公安委員会が自ら保有することが必要と認めた行政文書」に該当するものとして、実施機関が保有すべき文書であると主張している。これに対し、実施機関は、同号に該当する行政文書を定めておらず、したがって、本件開示請求に係る行政文書は、同号に掲げる文書に該当しないと説明している。

奈公委文書管理規程第6条第4号は、実施機関が特に必要と認めたものを実施機関の保有する行政文書とする旨を定めたものであると解され、実施機関がこれについて特に必要と認めない限りは、同号に該当する文書は存在しないものと考えることが妥当である。

また、奈公委文書管理規程第6条第1号から第3号までに掲げる行政文書の該当性については、本件開示請求に係る行政文書が、これに該当するものとは認められない。

以上のことから、本件開示請求に係る行政文書を保有していないとの実施機関の説明は是認できると判断する。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成26年	7月14日		
② 決定	平成26年	7月24日	付けで不開示決定	
③ 異議申立て	平成26年	8月5日		
④ 諮問	平成26年	8月21日		
⑤ 経過	平成29年	1月16日	第202回審査会	審議
	平成29年	1月31日	第203回審査会	審議
	平成29年	2月20日	第204回審査会	審議